

議案第 4 3 号

交野市地域公共交通検討委員会条例の制定について

交野市地域公共交通検討委員会条例を次のように制定する。

条例案……別記

平成 2 9 年 9 月 4 日 提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 市内の公共交通（鉄道交通を除く。）に関する事項について調査検討するため、附属機関を設置したいため。

## 交野市地域公共交通検討委員会条例案

### 交野市地域公共交通検討委員会条例

#### (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市内の公共交通（鉄道交通を除く。以下同じ。）に関する事項について調査検討するため、交野市地域公共交通検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の事項を調査検討する。

- (1) 市内の公共交通の調査、研究に関すること。
- (2) 市内の公共交通のあり方に関すること。
- (3) その他公共交通等に関して委員会が必要と認めたこと。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する団体等から選出された者
- (3) 一般市民

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

ろによる。

(意見聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。